取引所為替証拠金取引におけるブロック取引制度要綱

2025 年 1 月 20 日
株式会社東京金融取引所

項　　目	内　　容	備　　考
1．定義	・ 取引所為替証拠金取引におけるブロック取引（以下「ブロック取引」という。）とは、マーケットメイク方式によらずに、本取引所の定める数量以上で、同一種類の取引所為替証拠金取引の売付取引と買付取引を同時に成立させる取引をいう。	・ マーケットメイク方式とは、マーケットメイカーがマーケットメイク業務によりなす売呼び値（又は買呼び値）と、非マーケットメイカーである取引参加者がなす買呼び値（又は売呼び値）との間に取引を成立させる方式をいう。 ・ ブロック取引は、同じ取引参加者の口座間又は異なる取引参加者の口座間で取引を成立させることができる。
2．ブロック取引の仕組み （1） 取引方法 （2） 申込方法	・ 取引参加者は、ブロック取引の申込みを本取引所に行い、本取引所の承認のうえ、当該ブロック取引を成立させることができる。 ・ ブロック取引を行おうとする取引参加者は、本取引所に以下の内容を申込むものとする。 ① 取引所為替証拠金取引の種類 ② 価格 ③ 数量 ④ 売付取引及び買付取引の自己又は委託の別 ⑤ 申込取引参加者及び口座番号 ⑥ 相手方取引参加者及び口座番号 （他の取引参加者との間でブロック取引を行う場合） ⑦ その他本取引所が必要と認める事項 ・ 申込取引参加者は、本取引所にブロック取引の申込みを行った後、当該申込みの訂正又は取消しを行うことはできないものとする。	・ 2 取引参加者間にてブロック取引を行おうとする場合は、一方の取引参加者（以下「申込取引参加者」という。）が、ブロック取引の相手方となる取引参加者（以下「相手方取引参加者」という。）の同意を得た上で、本取引所にブロック取引の申込みを行う。相手方取引参加者は、本取引所による当該ブロック取引の承認の後、当該ブロック取引の内容を速やかに確認し、内容に間違いがある場合は、原則、本取引所の承認後 10 分以内に不承認の通知を行う。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th><th>備　　考</th></tr>
<tr>
<td>(3)　申込時間</td>
<td>・　ブロック取引の申込時間は、付合せ時間帯の終了前の 1 時間を除いた時間帯とする。
<table>
<tr><th></th><th></th><th>対円取引</th><th>クロスカレンシー取引</th></tr>
<tr><td rowspan="3">通常時</td><td>月曜日</td><td>AM7:10～翌 AM5:55</td><td>AM7:10～翌 AM5:25</td></tr>
<tr><td>火～木曜日</td><td>AM7:55～翌 AM5:55</td><td>AM7:55～翌 AM5:25</td></tr>
<tr><td>金曜日</td><td>AM7:55～翌 AM5:00</td><td>AM7:55～翌 AM4:30</td></tr>
<tr><td rowspan="3">サマータイム適用時※</td><td>月曜日</td><td>AM7:10～翌 AM4:55</td><td>AM7:10～翌 AM4:25</td></tr>
<tr><td>火～木曜日</td><td>AM6:55～翌 AM4:55</td><td>AM6:55～翌 AM4:25</td></tr>
<tr><td>金曜日</td><td>AM6:55～翌 AM4:00</td><td>AM6:55～翌 AM3:30</td></tr>
</table>
※　サマータイム適用時とは、アメリカ合衆国ニューヨーク州夏時間適用時を指す。</td>
<td>・　付合せ時間帯が臨時に変更された場合は、変更後の付合せ時間帯の終了前の 1 時間を除いた時間帯とする。
・　本取引所は、申込時間以外に行なわれたブロック取引の申込みを承認しない。</td>
</tr>
<tr>
<td>(4)　対象商品</td>
<td>・　ブロック取引の対象商品は、全ての種類の取引所為替証拠金取引とする。</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>(5)　申込数量</td>
<td>・　ブロック取引の申込数量は以下の通りとする。
<table>
<tr><td>米ドル・日本円取引所為替証拠金取引</td><td>500 枚以上</td></tr>
<tr><td>ユーロ・日本円取引所為替証拠金取引</td><td>500 枚以上</td></tr>
<tr><td>英ポンド・日本円取引所為替証拠金取引</td><td>500 枚以上</td></tr>
<tr><td>豪ドル・日本円取引所為替証拠金取引</td><td>500 枚以上</td></tr>
<tr><td>スイスフラン・日本円取引所為替証拠金取引</td><td>500 枚以上</td></tr>
<tr><td>カナダドル・日本円取引所為替証拠金取引</td><td>500 枚以上</td></tr>
<tr><td>NZ ドル・日本円取引所為替証拠金取引</td><td>500 枚以上</td></tr>
<tr><td>南アランド・日本円取引所為替証拠金取引</td><td>300 枚以上</td></tr>
<tr><td>トルコリラ・日本円取引所為替証拠金取引</td><td>300 枚以上</td></tr>
<tr><td>ノルウェークローネ・日本円取引所為替証拠金取引</td><td>300 枚以上</td></tr>
<tr><td>香港ドル・日本円取引所為替証拠金取引</td><td>300 枚以上</td></tr>
<tr><td>スウェーデンクローナ・日本円取引所為替証拠金取引</td><td>300 枚以上</td></tr>
</table></td>
<td></td>
</tr>
</table>

項　　目	内　　容	備　　考

メキシコペソ・日本円取引所為替証拠金取引	300 枚以上
ポーランドズロチ・日本円取引所為替証拠金取引	300 枚以上
中国オフショア人民元・日本円取引所為替証拠金取引	300 枚以上
ハンガリーフォリント・日本円取引所為替証拠金取引	300 枚以上
チェココルナ・日本円取引所為替証拠金取引	300 枚以上
ユーロ・米ドル取引所為替証拠金取引	500 枚以上
英ポンド・米ドル取引所為替証拠金取引	300 枚以上
英ポンド・スイスフラン取引所為替証拠金取引	300 枚以上
米ドル・スイスフラン取引所為替証拠金取引	300 枚以上
米ドル・カナダドル取引所為替証拠金取引	300 枚以上
豪ドル・米ドル取引所為替証拠金取引	300 枚以上
ユーロ・スイスフラン取引所為替証拠金取引	300 枚以上
ユーロ・英ポンド取引所為替証拠金取引	300 枚以上
NZ ドル・米ドル取引所為替証拠金取引	300 枚以上
ユーロ・豪ドル取引所為替証拠金取引	300 枚以上
英ポンド・豪ドル取引所為替証拠金取引	300 枚以上
米ドル・日本円取引所為替証拠金取引（ラージ）	50 枚以上
ユーロ・日本円取引所為替証拠金取引（ラージ）	50 枚以上
英ポンド・日本円取引所為替証拠金取引（ラージ）	50 枚以上
豪ドル・日本円取引所為替証拠金取引（ラージ）	50 枚以上
ユーロ・米ドル取引所為替証拠金取引（ラージ）	50 枚以上

（6）　価格の制限

・　ブロック取引の呼び値の価格は、申込時点における本取引所の取引状況を勘案した適正かつ合理的な価格とする。

項　　目	内　　容	備　　考
(7)　取引の成立	・　本取引所は、ブロック取引の申込みの数量、価格等が所定の条件を満たしている場合、当該ブロック取引を承認する。	
(8)　取引成立時刻	・　ブロック取引の成立時刻は、ブロック取引の申込みを受付けた後、本取引所が当該ブロック取引を承認した時刻とする。	・　ブロック取引に係る取引日は、マーケットメイク方式による取引の付合せ時間帯に準じ、当該ブロック取引を承認した時刻により定まる。
(9)　取引内容の通知	・　本取引所は、ブロック取引の承認後、取引を行った取引参加者に成立した取引所為替証拠金取引の内容を通知する。	
(10)　ブロック取引の停止	・　本取引所が必要と認める場合には、ブロック取引を停止することがある。	
3．定率手数料、清算預託金	・　ブロック取引により成立した取引所為替証拠金取引の定率手数料及び清算預託金は、マーケットメイク方式により成立した取引所為替証拠金取引と同様に扱うものとする。	
4．建玉	・　ブロック取引により成立した取引所為替証拠金取引の建玉は、マーケットメイク方式により成立した取引所為替証拠金取引の建玉と同様に取り扱うものとする。	
5．その他	・　その他、ブロック取引により成立した取引所為替証拠金取引に関して必要な事項については、マーケットメイク方式により成立した取引所為替証拠金取引の規定を適用する。	
6．ブロック取引に係る取引の公表	・　本取引所は、ブロック取引により成立した取引所為替証拠金取引の約定価格及び取引数量を公表する。 ・　本取引所は、各取引日におけるブロック取引により成立した取引所為替証拠金取引の種類ごとの四本値及び取引数量を公表する。	・　相場表により公表する。

以　上